不妊検査・一般不妊治療費助成事業のお知らせ

北広島町では、平成 29 年度より不妊検査・一般不妊治療を受けたご夫婦に、 その治療費を一部助成します。

- ●助成を受けることができる人
 - 1 夫婦ともに北広島町に住所を有する人
 - 2 平成 29 年 4 月 1 日以降において夫婦が共に受けた検査・治療で、広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成事業において承認された人、または同様の検査・治療開始時の妻の年齢が 35 歳以上 39 歳以下の夫婦
 - 3 町民税等の滞納のない人

●実施医療機関

町内・町外を問わず、不妊検査・一般不妊治療を実施している医療機関



●対象となる検査・治療

不妊検査及び一般不妊治療(体外受精および顕微授精を除く)

例)不妊検査、タイミング法、人工授精(第三者の精子卵子の提供や代理母妊娠は除く)、 薬物療法、男性不妊治療等

●助成金額

- 1 広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業の助成後の自己負担額の全額 (夫婦 1 組につき 5 万円を上限)
- 2 不妊検査・一般不妊治療開始時の妻の年齢が35以上39歳以下の場合、対象となる 検査・治療費の2分の1の額(夫婦1組につき5万円を上限)
- ●助成回数 夫婦1組につき1回限り

●助成要件

- 1 広島県不妊検査・一般不妊治療助成事業の決定日から起算して 1 か月以内に申請した人
- 2 妻の年齢が35歳から39歳以下の夫婦においては、次のいずれかに該当することと なった日の翌日から起算して2か月以内に申請した人
 - (1)検査・治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時
 - (2)検査・治療を終了した時(夫婦のいずれか遅い方)
 - (3)検査・治療の開始日から2年を経過した時(夫婦のいずれか遅い方)



【申請・お問い合わせ先】

北広島町役場保健課健康増進係

電話 050-5812-1853

mail kenkou@town.kitahiroshima.lg.jp